

○浅麓環境施設組合議会公印規則

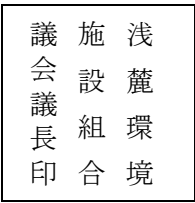
昭和41年4月1日

議会規則第14号

改正 昭和57年10月1日規則第1号

令和3年12月7日議会規則第1号

公印の名称、管守者及び形状は、次のとおりとし、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、浅麓環境施設組合公印規則（昭和41年浅麓環境施設組合規則第16号）の例による。

名称	管守者	形状			箇数
浅麓環境施設組合議会議長印	所長	方18mm	てん書		1

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月7日議会規則第1号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。